

事務事業評価票

13	教育職員免許法認定講習 (教育庁人事部)	事業開始	昭和 25 年度
		事業終了予定	平成 — 年度

1 どのような経緯で事業を始めたか、何を指すのか	
<p>認定講習は都内の学校の現職教員を対象とし、上位の免許状や基礎免許状に加えて取得する特別支援学校教諭免許状等、未所有の教育職員免許状取得に必要な単位を修得するために開講するものである。</p> <p>本講習の受講、単位修得を通じて、教員が各々の資質の向上を達成していくことを目的としている。このことで、児童・生徒に対する指導をさらに充実させ、都における教育水準の一層の向上につなげていくことを目指している。</p>	
根拠法令等	教育職員免許法（昭和24年制定）

2 どのように取り組み、どのような成果があったか				
【取組】				
<p>教員の資質向上に資するため、受講対象者・応募者数等のデータ分析を行い、需要の高い講座の拡大、需要の低い講座の縮小等、開講講座の見直しを行った。</p> <p>特に、特別支援学校教諭免許状については、積極的に単位修得の機会を設けたり、新規採用者には5年以内に取得することを義務付けて任用するなどの取組を行い、取得率の向上を目指してきた。</p>				
【成果】				
<p>特別支援学校教諭免許状（保有する基礎免許状に加えて取得を奨励）の取得率は、平成15年度から17年度にかけて約7.4%上昇した。</p>				
《参考》 特別支援学校教諭免許状取得率				
年度	教員数 (人)	取得者 (人)	未取得者 (人)	取得率 (%)
15	4,222	2,144	2,078	50.8
16	4,198	2,291	1,907	54.6
17	4,380	2,548	1,832	58.2
18	4,472	2,488	1,984	55.7
※ 教員数は、盲・ろう・特別支援学校教員の総数。 ※ 取得率の数値は少数第2位を切上げとした。				

3 どのような課題や問題点があったか	
<p>団塊世代の教員大量退職が進む中、特に特別支援学校においては生徒数が顕著に増加している事情もあり、免許状取得率は、教員数増などを要因として平成18年度に減少に転じた。</p> <p>背景として、教員の校務は一般的に多忙であり、連続した日程や終日のまとまった期間での受講が困難である場合が少なくない。</p> <p>また、複数年にわたって様々な必要単位を修得していくことになるため、講座の定員制限等により希望通りの受講ができないと、単位修得期間が長大化し、取得率の抑制要因となることがある。</p>	

4 局として、事業をどうしていきたいか		
<p>拡大・充実 <u>見直し・再構築</u> 移管・終了 その他</p> <p>教員としての資質向上を促進し、都の教育水準を維持・向上させるための施策の一つとして、さらに認定講習を積極的に展開していく。</p> <p>特に、特別支援学校教諭免許状については、都として専門的知識が指導上重要であると考えており、重点的に開講して一層の取得率向上に努める。</p> <p>多忙な校務などにより、希望しつつも受講に至らない教員の応募・受講を促進するため、講座の細分化による柔軟な受講体制の確立などを始めとした、さらなる運営方法の改善を進めていく。</p> <p>また、短期間で確実な免許取得を実現するよう、校長会等でも積極的に周知し、複数年間の計画的な受講を奨励する。</p> <p>受講者を決定する際にも、計画的受講が可能となるよう調整を図っていく。</p>		
事業費（千円）	19年度決算額	6,022
	20年度予算額	8,706
	21年度見積額	8,391

【財務局記入欄】

5 財務局として、成果や課題などについて、どう考えたか	
<p>受講対象教員等の状況を見ると、需要の高まっている講座と需要の少なくなっている講座が存在している。</p>	

6 21年度予算で、どのように対応したか		
<p>拡大・充実 <u>見直し・再構築</u> 移管・終了 その他</p> <p>要求どおり、講習内容の見直しを行い、予算措置した。</p>		
事業費（千円）	21年度予算額	8,391